

奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱

平成27年7月10日 告示第505号

改正 平成28年3月31日告示第198号

平成29年3月31日告示第201号

平成30年3月30日告示第191号

令和7年3月31日告示第153号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第5条第8項の規定に基づき認定された奈良市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）において設定された重点区域内に所在する歴史的風致形成建造物の所有者等に対し、建造物の修理に要する経費について、予算の範囲内で歴史的風致形成建造物保存整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 修理 伝統的な様式を有する歴史的風致形成建造物の外観を維持し、又は往年の姿に復原する行為をいう。
- (2) 歴史的風致形成建造物 法第12条第1項の規定に基づき市長が指定する建築物その他の工作物をいう。
- (3) 重点区域 法第2条第2項各号に掲げる要件に該当する土地の区域として計画で定めた奈良町及び奈良公園重点区域をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次条の補助対象事業を行う重点区域内に所在する建造物の所有者又は占有者（所有者の同意を得た者に限る。）で、かつ、市税の滞納がない者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、重点区域内に所在する歴史的風致形成建造物を、市長が別に定める修理基準により、伝統的な建築様式で、

部分修理、屋根葺き替え^ふ修理、塗装修理等を行う事業をいう。ただし、外観の保存上特に必要と認められる場合は、構造耐力上必要な部分の修理を補助金の対象とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定に基づき算定した補助金の額が5万円以下の事業は、補助対象事業としない。

3 補助対象事業は、原則として、規則第5条第1項の規定による交付の決定があった日の属する年度（以下この項において「交付決定年度」という。）に完了させなければならない。ただし、実施計画等から市長が適当と認めた場合は、当該補助対象事業の完了の期限を当該交付決定年度の翌年度まで延長することができる。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用のうち、次に掲げるとおりとする。

（1）修理に係る測量費（修理上必要となる調査に要する費用に限る。）

（2）外観の修理及びそれに必要な構造補強等に要する工事費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の8以内の額とし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の最高限度額は、補助金の交付申請1件につき、1,000万円とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、別に定める額とする。

3 補助金の交付申請は、同一の建造物につき、一の会計年度において1回のみとする。

（事前協議）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金の交付申請を行うに当たっては、あらかじめ市長と協議し、修理事業の内容について指導助言を受けるものとする。

（現状変更の制限）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた後10年間は市長の承認を得ないで、補助対象事業となった建造物の外観を変えるような現状変更をしてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年7月10日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた交付申請に係る補助金の交付については、この告示の規定は、同日後もなおその効

力を有する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 198 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 28 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日告示第 201 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 191 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日告示第 153 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。